

## 議案第 123 号

一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例の制定について

一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例を次のとおり制定しようとする。

令和6年11月29日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 記

一人ひとりが輝く伊賀市奨学金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由により修学の困難な市内の生徒及び学生に対して一人ひとりが輝く伊賀市奨学金（以下「奨学金」という。）を支給し、ひとしくその能力に応じた教育を受けることができるよう支援することにより、「誰一人取り残さない持続可能な伊賀市」及び「差別のない明るい伊賀市」の実現に貢献することができる人材の育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された高等学校、高等専門学校の前記3年の課程、中等教育学校の後記3年の課程、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部及び各種学校並びに職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき設置された長期間の普通職業訓練を行う職業能力開発校及び障害者職業能力開発校をいう。
- (2) 大学等 学校教育法に基づき設置された大学（専攻科、別科及び大学院を除く。）、短期大学、高等専門学校の後記2年の課程並びに専修学校の専門課程及び一般課程並びに職業能力開発促進法に基づき設置された長期間の高度職業訓練を行う職業能力開発短期大学校、障害者能力開発校及び職業能力開発大学校をいう。

(支給対象者)

第3条 奨学金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人及びその保護者が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者(修学のための転出により本市の住民票を消除された者を含む。)
- (2) 高等学校等又は大学等に在学する者であつて、申請をする年度の4月1日における年齢が30歳未満であるもの
- (3) 経済的理由により修学が困難である者
- (4) 本市が支給する他の奨学金を受給していない、又は受給の決定を受けていない者

(支給額)

第4条 奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 高等学校等に在学する者 年額7万2,000円
  - (2) 大学等に在学する者 年額8万4,000円
- 2 高等学校等に在学する者のうち、第1学年にあるものには、前項の規定にかかわらず、前項第1号に定める額に入学時奨学金として1万円を加算して得た額を支給する。

(支給期間)

第5条 奨学金を支給することができる期間は、学校教育法の規定による高等学校等若しくは大学等の修業年限の期間又は職業能力開発促進法の規定による訓練期間とする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(支給の申請及び決定)

第6条 奨学金の支給を受けようとする支給対象者は、規則で定めるところにより、奨学金の支給を受けようとする年度ごとに市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、書類審査により奨学金の支給の可否を決定する。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、前条第2項の規定による奨学金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給の決定を取り消すものとし、既に支給した奨学金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 支給対象者でなくなったとき。
- (2) 奨学金の支給を受けることを辞退したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、奨学金を支給することが不相当と市長が認めるとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(伊賀市同和奨学金支給条例の廃止)

2 伊賀市同和奨学金支給条例（平成16年伊賀市条例第148号）は、廃止する。

(伊賀市奨学金支給条例の廃止)

3 伊賀市奨学金支給条例（平成16年伊賀市条例第239号）は、廃止する。

(伊賀市同和奨学金支給条例の廃止に伴う経過措置)

4 令和6年度において、附則第2項の規定による廃止前の伊賀市同和奨学金支給条例第1条に規定する奨学金の支給を受けていた者（同条例第7条の規定により支給を廃止された者を除く。）については、引き続き当該者が当該奨学金の受給資格を有する間において、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。